

東上総教育事務所だより



東上総教育事務所
シンボルマーク



九十九里浜

千葉県教育庁東上総教育事務所
〒297-0024 茂原市八千代2-10

Tel 0475-23-8125

第10号(令和8年1月23日)

計画訪問を終えて

千葉県教育庁東上総教育事務所 次長 寺村 有二



令和7年度の東上総教育事務所計画訪問では、小中学校109校及び17市町村教育委員会に訪問することができました。教育環境を整えるとともに、授業準備、授業展開、表簿準備等に対しても力を注いでくださいましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。

今年度の計画訪問には、大きく3つの視点をもって臨みました。

1つ目は、学校力の向上です。各学校には、地域の特徴を最大限に活用した特色ある学校づくりを展開していただくためのファシリテーターでありたいと思っています。訪問では、各学校それぞれが抱える課題に対して、重点的な取り組みを設定し、全職員で組織的に対応する姿を数多く拝見することができました。

2つ目は、指導力の向上です。先生方には、年齢や経験年数に関わらず、教職員としての力量アップを図るべく、学び続ける教職員であってほしいと思っています。訪問では、専門性を活かし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組んでいる、熱意をもった多くの先生方の姿を拝見することができました。

最後は、教育事務所と市町村教育委員会との連携です。教育事務所は、市町村教育委員会のアドバイザーとなり、伴走支援を行っていきたいと思っています。引き続き、計画訪問を通して、教育事務所、市町村教育委員会、学校がしっかりとバインディングのとれたスクラムを組み、今以上に連携していく必要があると思っています。

現在、教育事務所では、全所員で計画訪問の振り返りをし、次年度に向けた改善を検討しています。教育事務所としては、市町村教育委員会と協働し、東上総地区ならではの、学校に寄り添った丁寧で温かみのある、そのような計画訪問になるよう、次年度も取り組んでいく所存です。



指導室より

特別支援アドバイザー事業

東上総教育事務所では、管内各学校(園)からの要請に応じて、特別支援アドバイザーを派遣し、特別な教育的支援を必要とする子供一人一人の教育的ニーズに応じて指導・支援の在り方等について、教職員、特別支援教育支援員などに対し、助言・援助を行っています。毎年度末(3月頃)に申請の案内を配付しています。

通常派遣

発達障害を含む障害のある子供への指導・支援の在り方について、教職員などに助言・援助を行う

- 全ての教職員向け
- 複数回派遣可能
- 1日を通して子供を観察・見立てをし、放課後にケース会議を実施

研修等派遣

各学校等で研修会講師や相談活動等を行う

- 全ての教職員向け
- 長期休みや放課後等に研修会や相談活動等を実施
- 1~3時間程度
- **校内研修におすすめ!**

4月限定派遣

発達障害を含む障害のある子供への指導・支援の在り方について、教職員などに助言・援助を行う

- 特別支援学級新担任、
通級指導教室新担当、
特別支援教育経験年数の少ない担任及び担当向け
- 4月のみ実施
- 1時間でも半日でも可能
- **今年度は希望校多数!**

学校から各市町村教育委員会への派遣要請書の提出期間は決まっていますが、申請期間外であっても、要望がある場合は受付が可能です。市町村教育委員会を通じて、事前に指導室の「特別支援アドバイザー事業」担当者までお問い合わせください。



指導室より

コミュニティ・スクールってなんだろう??

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」が設置された学校を指し、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって学校運営に参画するというものです。学校と地域がパートナーとして連携・協働し、地域で「どのような子供たちを育てるのか」「何を実現していくのか」という目標やビジョンを地域住民と共有し、一体となって子供たちを育てていく「地域とともにある学校」を目指します。

コミュニティ・スクールの導入は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）」により、教育委員会において努力義務化されています。

しかしながら、コミュニティ・スクールについて、以下のような誤解が…。

地域の多くの皆さんに関わっていただき、稻作体験や地域交流等の活動を積極的に取り入れています。
だから、本校にコミュニティ・スクールは不要です。



コミュニティ・スクールでなくても…

本校はコミュニティ・スクールですから、地域の多くの皆さんに関わっていただき、稻作体験や地域交流等の活動を積極的に取り入れています。



コミュニティ・スクールであっても…

コミュニティ・スクールの本質とは ～活動よりも「仕組み」と「共通の目標」～

各校で行われている各種体験や地域交流は子供たちの学びを豊かにする大切な取組です。しかし、コミュニティ・スクールで最も大切なのは、「どのような活動をしているか」ではなく、「学校と地域がどのような『仕組み』で協働しているか」という点です。

●「共通の目標」を共有することが出発点

「どのような子供を育てたいのか」という共通の目標・ビジョンをもち、その目標に基づいて、課題解決や改善に取り組む協働体制が機能しているかどうかが、コミュニティ・スクールの本質です。

●活動を「一過性」で終わらせないために

協働の仕組みが整っていれば、校長や教職員が異動しても取組は途切れません。既に行われている活動を単発の取組で終わらせず、共通目標に基づく組織的な協働へと発展させることが求められています。

《学校運営協議会で共有すべき重点項目》



学校の教育目標の 共有理解	地域や家庭をめぐる 課題の共有	学校・教職員をめぐる 課題の共有
学校評価と改善策の 検討	地域の人材や資源の 情報共有	異動に左右されない 運営の継続